

## 大阪大学歯学部附属病院医療安全監査委員会規程

### (設置)

第1条 大阪大学歯学部附属病院（以下「本院」という。）に、医療安全に係る管理体制の取組状況を、中立的かつ客観的な立場から監査するため、医療安全監査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (業務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 医療安全管理責任者、医療安全管理部、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務の状況について大阪大学歯学部附属病院長（以下「病院長」という。）から報告を求め、又は必要に応じて自ら確認を実施すること。
- (2) 病院長に対し、必要に応じて、医療に係る安全管理については是正措置を講ずるよう意見を表明すること。
- (3) 前2号に掲げる業務について、その結果を公表すること。

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医療に係る安全管理に関する識見を有する者
  - (2) 法律に関する識見、又はその他の学識経験を有する者
  - (3) 医療を受ける者（医療従事者を除く）
  - (4) その他病院長が必要と認めた者
- 2 委員は、本院と利害関係のない者が過半数でなければならない。
  - 3 委員は、病院長が委嘱する。
  - 4 第1項第1号から第4号までの委員の任期は2年とする。ただし、委員が任期中に辞任した場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 5 前項の委員は、再任を妨げない。
  - 6 委員会に委員長を置き、第1項第1号から第4号の委員のうちから互選する。
  - 7 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (開催)

第4条 委員長は、年2回以上委員会を開催するものとする。

(成立要件)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる要件を満たさなければ開催することができない。

- (1) 過半数の委員が出席していること。
- (2) 出席した委員の中に、本院と利害関係のない委員が過半数含まれていること。

(委員名簿等の公表)

第6条 病院長は、委員名簿及び選定理由を公表しなければならない。

(事務)

第7条 委員会の事務は、事務部で行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に指名される委員の任期は、第3条第4項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。